

「特別高圧電力契約者等支援金」のご案内

■ 概要

国際的なエネルギー価格の上昇を背景とした電気料金の高騰が続く中、特別高圧で受電する施設において、高額な料金を負担している中小企業を支援するため、その電気料金の一部を支援します。

■ 対象・支給内容

(1)～(3)全てに該当する者が対象になります。

対象	(1)	中小企業者(個人事業者含む)である者(みなし大企業を除く)
	(2)	原則、令和5年4月1日時点で申請対象となる大阪府内の特別高圧で受電する施設において、以下のいずれかに該当する者 ① 小売電気事業者と契約している者(施設運営事業者) ② 施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、子メーターで計測された電力使用量に基づき、電気料金を負担している者(テナント事業者)
	(3)	令和5年4月から9月までの期間において いずれかの月の月間電力使用量が3万5千kWhを超える者

ただし、以下の条件のいずれかに該当する者については、対象外となります。

- ・施設運営事業者において、申請施設の建築物の床面積から共用面積を引いた面積のうち、他者専用面積の占める割合が8割以上となる者
- ・電力価格の高騰の影響に関し、申請施設について、国、府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けている者

⇒ 要件の詳細については、大阪府ウェブサイト(裏面URL参照)上に掲載されている募集要項をご確認ください。

支給対象期間	支給額(月間電力使用量が3万5千kWhを超える月が支給対象)
令和5年4月～8月	$(3.5\text{円/kWh} \times \text{電力使用量(kWh)}) / 1.1$ (消費税等相当額)
令和5年9月	$(1.8\text{円/kWh} \times \text{電力使用量(kWh)}) / 1.1$ (消費税等相当額)

施設運営事業者のみなさまへ

本事業については、特別高圧で受電する施設に入居しているテナント事業者も対象となる場合があります。施設運営事業者におかれましては、入居しているテナント事業者への本支援金の周知のご協力をお願いします。

■ 申請スケジュール(予定)

① 申請者事前登録と② 支援金申請の2段階の手続きが必要です。(裏面もご確認ください)

令和5年					令和6年
8月	9月	10月	11月	12月	1月
① 申請者事前登録 (要件確認) 8/28～9/29		② 支援金申請 (電力使用量確認) 10/2～11/30			結果通知・支給 12月～1月

■ 申請方法



パソコン、スマートフォンで申請いただけます。大阪府ウェブサイトで申請書類等の詳細を必ずご確認の上、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

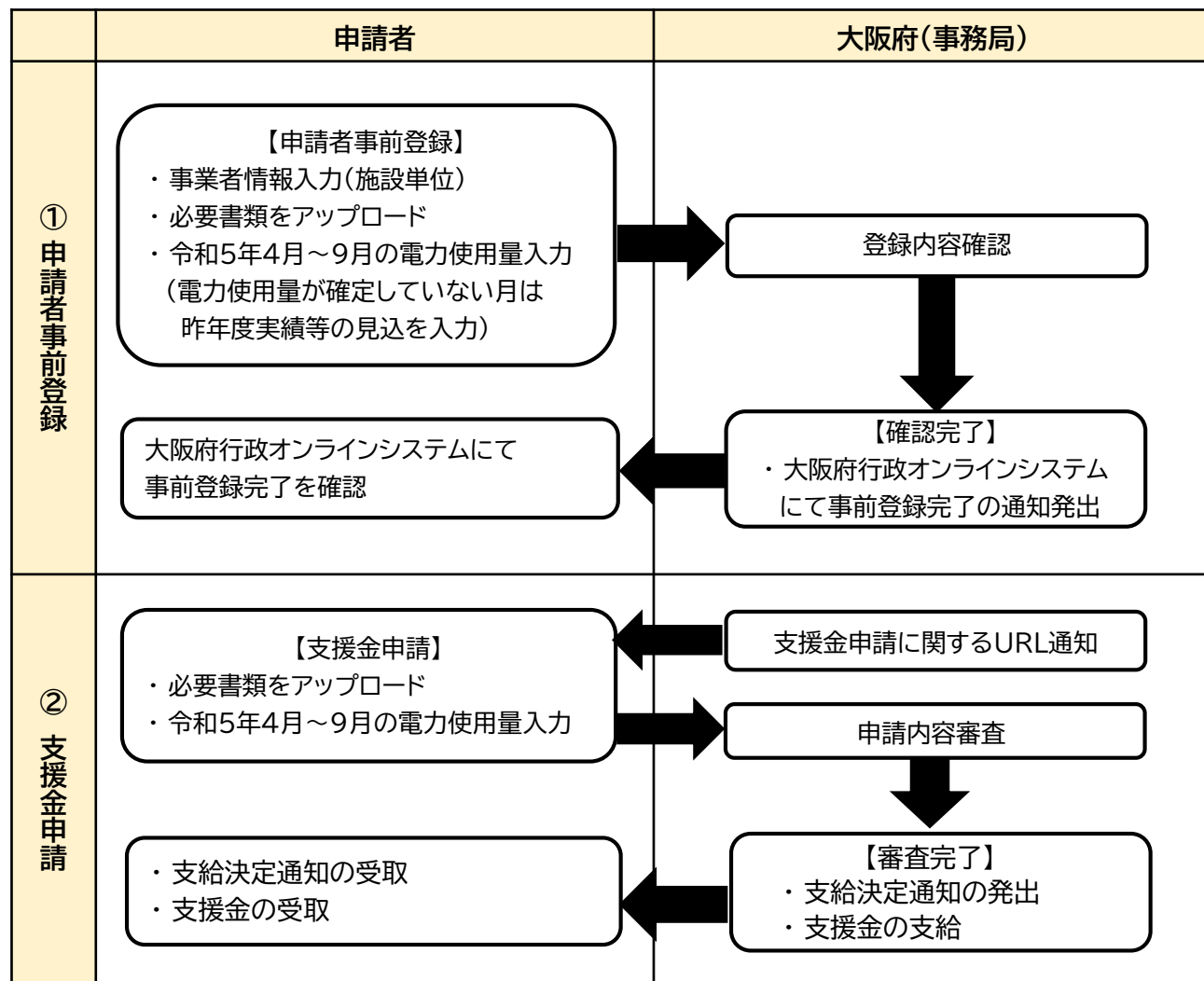
特別高圧電力契約者等支援金 大阪府ウェブサイト

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/tokubetsukouatsu/index.html>



QRコード

■ 申請フロー図



!注意!

- ・ 申請者事前登録の完了後においても、令和5年4月から9月までの期間中、月間電力使用量が3万5千kWhを超えない月は、本支援金の支給対象外となります。
- ・ 提出書類の不備や不明な箇所がある場合には、追加の資料提出や説明を求めため、大阪府(事務局)よりご連絡させていただくことがあります。

お問い合わせ先

大阪府特別高圧電力契約者等支援金コールセンター

[開設時間] 午前9時00分から午後5時30分まで(土日祝日・年末年始を除く)

[電話番号] 06-7777-2740

[メールアドレス] info@osaka-tokukoushien.com